

御嶽山の噴火警戒レベルの判定基準の改定について

御嶽山の噴火警戒レベル判定基準を一部見直しました。

気象庁では、噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、新たな知見が得られた場合などに、噴火警戒レベルの判定基準を見直しています。

今般、御嶽山について、最近の観測事例と調査を基に、噴火警戒レベルの判定基準の一部を別紙のとおり見直しました。

本日（20日）から新たな判定基準を適用します。

今後も、火山活動の状況や新たな知見を基に随時見直しを図っていきます。

【噴火警戒レベル判定基準の公表方法】

気象庁ホームページの以下のページで公表します。

- ・「噴火警戒レベルの判定基準」のページ

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/keikai/levelkijunn.html

問合せ先：地震火山部 火山監視課 碓井、今野
電話 03-6758-3900（内線 5184、5211）